Gard Insight

# OCIMFの新規則、タンカーのサイバーリスク対策を検査対象に

こちらは、英文記事「New OCIMF pre-fixture tanker vetting cyber requirement」（2017 年 11 月 22 日付）の和訳です。

**IMO は、船主や船舶管理会社に対して、2021 年までに船舶の安全管理システムにサイバーリスク対策を組み込むことを求めていますが、OCIMF（石油会社国際海事評議会）の SIRE プログラムの下で検査対象となるタンカーの所有者と運航者は、2018 年 1 月 1 日時点で、ポリシーおよび手順書においてサイバーセキュリティリスク対策を盛り込むことを期待されています。**

1989 年のエクソンバルディーズ号原油流出事故を受けて、OCIMF は 1993 年にタンカーの検査プログラムを開始し、検船レポート制度（Ship Inspection Report [SIRE]）を導入しました。2004 年に OCIMF は、タンカー所有者の事業所や管理体制を検査するための「タンカーの管理および自己査定制度」（Tanker Management and Self Assessment [TMSA]）を導入しました。TMSA には特定の主要評価項目指標が含まれており、2008 年に OCIMF が導入した TMSA バージョン 2 では 12 種類の評価項目があります。

2017 年 4 月、OCIMF は TMSA バージョン 3 を発行しました。このバージョン 3 には、バラスト水管理や燃料管理などの項目に加えて、「海上セキュリティ」という名称の新しい第 13 章が含まれており、船上と事業所内での広範囲に及ぶサイバーセキュリティに関する検査要件が定められています。第 13 章は、船上と事業所内での海上サイバーセキュリティと OCIMF 推奨事項に特化した内容となっています。第 13 章は、各社にセキュリティ上の脅威を識別するための計画書を策定することを求めています。サイバーリスク対策計画書には、セキュリティ上の脅威の識別、軽減、対処手順（セキュリティに関する訓練、研修、概要説明、パトロール、探索）を含めなければなりません。サイバーリスク対策計画書の内容は、既存の SMS および ISPS 計画書に対する改訂として追加することができます。

第 13 章は、船上でのサイバーセキュリティの意識を高めることも狙いとしています。すなわち、コンピュータから離れるときはロックをすること、パスワードを保護すること、ソーシャルメディアの使用は責任を持って行うこと、船舶の関係者によるメモリースティックやフラッシュドライブの悪用を防止することを奨励しています。さらに、OCIMF は以下の事項を推奨しています。

·サイバーセキュリティに関する内部監査プログラムを実施すること。
·船舶所有者が、独立したサイバーセキュリティ専門家のサポートを得ること。
·サイバーセキュリティリスクに対処するため、船舶の ISM システム/SMS および ISPS 船舶セキュリティ計画書を更新すること。

2017 年 12 月 31 日までは、TMSA バージョン 2 の適用を継続する選択肢も与えられています。2018 年 1 月 1 日以降は、石油会社（メジャー、マイナーを問わず）が検船レビューの際に参照する OCIMF の検船関連のウェブサイトには、バージョン 3 のみが掲載されることになります。石油会社に定期用船しているタンカーの所有者、および業界標準の検船の承認・受入の追加条項のある契約書を使用している商社・貿易会社においては、新たに OCIMF 第 13 章に定められるサイバーリスクに関する検船コンプライアンス要件に違反した場合、オフハイヤーまたは契約解除となる可能性があります。

2017 年 7 月、BIMCO（ボルチック国際海運協議会）は「船上でのサイバーセキュリティに関するガイドラインのバージョン 2」を公開しました。このガイドラインは、Intercargo（国際乾貨物船主協会）、International Chamber of Shipping（国際海運会議所）、Cruise Lines International Association（国際旅客船協会）、OCIMF（石油会社国際海事評議会）、Intertanko（国際独立タンカー船主協会）など、様々な船舶関連組織の協力により作成されたものです。検船レビューでは、船舶所有者の TMSA バージョン 3 対応について石油会社が評価検討する際に、BIMCO ガイドラインのバージョン 2 を参照すると見込まれています。2017 年 7 月 5 日に発行された IMO の海上サイバーリスク管理に関するガイドライン（MSC-FAL.1/Circ.3）も参照情報とされています。

検船レビューは、非常に主観的なものであり、その内容は用船主によって異なるため、各石油会社が追加第 13 章をどのように履行するかは、時間が経つにつれて明らかになっていくと考えられます。しかしながら、船舶所有者は 2018 年 1 月 1 日までに、特に、船舶の安全管理システムと船舶のセキュリティ計画書の中でサイバーリスクに適切に対応して、要件の遵守に向けて最善を尽くすようにしてください。

*本インサイトは、ニューヨーク Eversheds Sutherland（US）LLP の Jim Textor 氏からの情報に基づいて作成したものです。*